慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	『家凞公御書翰』略解題・翻刻(下)
Sub Title	
Author	緑川, 明憲(Midorikawa, Akinori)
Publisher	慶應義塾大学国文学研究室
Publication year	2013
Jtitle	三田國文 No.58 (2013. 12) ,p.72- 89
JaLC DOI	10.14991/002.20131200-0072
Abstract	
Notes	図削除
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00296083-20131200-0072

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

『家凞公御書翰』略解題・翻刻（下）

緑川　明憲

前号『三田國文』第五十七号に引き続き、『家凞公御書翰』所収の近衛家凞自筆書状のうち、第七紙から第十九紙（最終）の翻刻を行う。本書の略解題については、第五十七号の拙稿を参照していただきたい。

〔翻刻凡例〕

一、書状中に異体字や特殊な仮名がある場合は、適宜通行の字体に改めた箇所がある。なお、平出や欠字がある場合は、本紙に忠実に翻刻した。

一、追而書は、本文よりも二字下げとした。

一、書状本紙の大きさは紙質に続いて示し、単位は全てセンチメートルである。

一、本稿に引用した『基凞公記』・『无上法院殿御日記』・『家凞公記』（以上、原本は公益財団法人陽明文庫蔵）は、いずれも東京大学史料編纂所蔵謄写本に拠った。引用に際しては、句読点や濁点などを私に施した箇所がある。

〔附記〕

本稿を成すにあたり、慶應義塾大学名誉教授の岩松研吉郎先生及び附属研究所斯道文庫教授の堀川貴司先生に御教示を賜り、また図版の撮影は、西山洋介氏にお願い致しました。ここに深謝申し上げます。

第七紙

〔翻刻〕

【第七紙】　奉書紙、一四・五×四八・二

弥無異候哉兼而
令約候鍔出来候
叶賢慮候乎無
心許候模様者
随分如形候今少
経程候へハ象眼ぬけ
ふるく成候又候 損
好候者何時にても
可示給候先日使
悦存候下官所労
逐日快候先頃
之二儀委細
可有面談候当日 損
中何とそ光臨
相待計候也
　廿四日　　家凞

（切封墨引）

▼二行目以降により、家凞が鍔を誂えたことが知られる。三行目には「叶賢慮候乎」云々とあり、他者からの依頼を受けての調製であったことが判明する。家凞は非常に多彩な人物であったが、その範囲が鍔にまで及んでいたことはあまり知られてい

ない。管見の範囲では、家𥫱の日記『家𥫱公記』[1]やその他の記録類からもこれに関連する記事を見出せないため、第七紙が書写された時代については具体的には不明とせざるを得ない。

ところで公家社会にあって、祝儀などの際に太刀が贈答として用いられることは珍しくなかった。家𥫱にも太刀が贈られているが、文献上で確認できるのは延宝七年（一六七三）十一月十六日、実姉の𥫱子（天英院）が甲府藩主徳川綱豊との結納に際して、祝儀として徳川家から贈られた「小袖三重・太刀持・馬代金三枚・二種一荷」（『基𥫱公記』など）が初めてであろう[2]。翌八年一月二十六日には、綱豊と𥫱子の祝言の礼として金造りの太刀を贈られた。ほかに、宝永六年（一七〇九）九月二十八日には新しく成った内裏の賢聖障子の銘を家𥫱が書写した褒美として、禁裏より備州長船住盛景作の惣金作の野太刀を贈られた記事なども目を引く。このように刀剣贈答の例は枚挙に暇がなく、頻繁に身近に接し得るものであった。鍔の調製に関わっているのは、右のような背景があるものと考えられる。

（1）『家𥫱公記』の内容は以下の通り。貞享三年（一六八六）一月一日～一月十日・同年九月一日～九月二十一日、元禄二年（一六八九）一月一日～一月十七日、同四年閏八月一日～十月八日、同五年一月一日～一月六日、同六年十一月一日～十一月二十五日、同七年一月一日～一月七日、同九年十一月十五日～十一月二十五日、同十六年一月十九日～八月四日、同十七年一月一日～三月九日、宝永五年一月一日～一月十四日。

（2）下橋敬長氏『幕末の宮廷』によれば、朝賀や幕府の高家が参内した際に天皇へ献上する太刀と馬は、実際には木で作られた「献上太刀」と代銀であったという。この時の場合、真剣か木剣かどちらであるのか判断し難い。

第八紙

【第八紙】　宣紙、一七・四×一九・四

書状如此認候而庭へ
出申候へは芍薬一種開
候処隠蓑と覚申候ニ
何ともしれぬ花咲申候
痛候時は狂申候事
有之候哉何とそ近日
見せ申度存候也

▼第八紙には家淛による自署がないが、書風から家淛筆と考えて間違いない。料紙は『家淛公御書翰』中で唯一、清国から舶載されたと思しき宣紙が用いられている。宣紙の本来の用途は漢詩を書き記すための「詩箋」だが、それを書状に転用したのである。[3] 外縁には雷文が、また本紙左下には菊、そして葉や花の形から金鳳花の仲間かとも思われる草花と岩とが多色で刷り出される。

さて、家淛は写生に非常に優れ、わが国の植物写実画の嚆矢『花木真写』及び『花木真写貼交屏風』を今に遺す。花にも強い関心を抱いていたことはこれらの絵画によっても十分に知られるが、第八紙でもそれを髣髴とさせる「芍薬」と「隠蓑」の話題を記す。ここで家淛と植物との関わりなども含めて、若干の考察を行いたい。

家淛の少年期について特に詳細な記述が見られる『无上法院殿御日記』（家淛の母常子内親王の日記）では、元禄二年五月七日に家淛が初めて立花を行った旨が記され、[4] これ以降急速に

立花の記事が目立ち始める。[5] また、翌三年三月には、自身が栽培したと思われる紅の牡丹を披露するため、常子内親王と一乗院宮真敬親王を招く記事が確認される。[6]

続いて『家凞公記』を見てみたい。第七紙の註(1)に記した通り、断片的にしか記されない日記ではあるが、そのうち元禄四年の閏八月と九月には、花の贈答に関わる記事が頻出する。[7] 花に関連する記事は他の時期にはほとんど見られず、この時期の大変際立った特徴と言える。

管見の範囲では、右の時期が文献上で家凞と花（植物）との関わりについての上限である。おそらく、植物に強い関心を抱くのもこれと前後するのではないか。仮にこの推測に基づけば、第八紙が書かれた年代もまた、元禄二年から同四年が書写の上限となろう。

なお、これらの日記類には花に興味を抱く直接的な原因について言及するものは見当たらないが、その一因として推測されるのは、茶の湯との関わりである。家凞が亭主として初めて茶事を催したのは天和元年（一六八一）五月二十五日、十五歳の時であるから、当然これよりも前に茶の湯の稽古を相当に積んでいたことは想像に難くない。特に家凞の晩年、すなわち正徳三年（一七一三）八月二十七日から元文元年（一七三六）一月七日の間に催した茶事は『御茶湯之記』としてまとめられているが、その数だけでも合計三百八会にも及ぶ。生涯を通じた茶事（稽古も含めて）の回数は、さらに増加するであろう。周知のように、茶席に花を欠くことはできない。植物に先んじて熱中したと思われる茶の湯で、それぞれの席の趣向に相応しい花を用いるにつれて、次第に茶の湯とは別に花そのものにも関心を高めていったのではないかと思われる。

ところで三行目「隠蓑」とは、古くからわが国に自生するウコギ科の常緑小高木である。『古事記』巻下、仁徳天皇の条に見える「御綱柏」や、『万葉集』巻二、九十番歌の左註に記される「御綱葉」がカクレミノの古名とされる。[8] この「御綱柏」から現行のカクレミノへと呼称が変化した理由は、具体的な時期は不明ながら、纏えば身体を隠せるという所謂「隠蓑」が宝尽文様のひとつとして意匠化され、これにカクレミノの葉の形が似るためであると考えられている。[9] この植物名としてのカクレミノの文献上の初見は、磯野直秀氏の研究によって文政十年（一八二七）刊の増田繁亭『草木奇品家雅見』とされるが、[10] 本紙によって、その時期はおよそ百年強程度遡ることが可能となる。

（3）堀川貴司先生の御教示による。

（4）「内府（家凞）、…なげ入のまはり花たて給ひ、なぐさみの事也」（『无上法院殿御日記』元禄二年五月七日条）。この時家凞は二十三歳。

（5）「夕がたく御過て内府かたへ行、いけ花みてかへる」（『无上法院殿御日記』元禄二年五月十七日条）、「内府まいらるゝ、立花してみせらるゝ」（同二十八日条）など。

（6）「一門（一乗院宮真敬親王）ならします。内府のべにのぼたん御めにかけたきよし御申にて、御同道にて行、み事なる事つゐになきうつくしきべにのよし仰参らせ候」（『无上法院殿御日記』元禄三年三月二十日条）

（7）「従妙門主椿八本給之兼而令約処也、余庭山茶花始開之間、進政所御方」

（元禄四年閏八月七日条）、「従兼澄木槿唐椿各一、南天五本、霧嶋五六本送之」（同十七日条）、「従南都処進白玉椿、御庭梅もどき一枝、余令持参可献上之旨殿下被命」（同十八日条）、「紅牡丹一本千入、送東本願寺」（同二十日）など。

（8）牧野富太郎氏『原色牧野植物大図鑑』（北隆館、昭57）、松田修氏『古典植物辞典』（講談社、平21）など。

（9）岩松研吉郎先生の御教示による。

（10）磯野直秀氏「資料別・草木名初見リスト」（『慶應義塾大学日吉紀要・自然科学』四十五、平21）

第九紙

【第九紙】　奉書紙、一九・五×四七・七

返々来給候者日限之返翰ニ承度候
如左
先日者所労之由示給候
弥快然候哉此間事繁
以使不令申非本意候
内々三夕色帋出来
彼是と遅々候将又兼而
明日者可参　内申候へとも
不参候日外申入候ニ違候故乍次
令案内候詞書少々
損来候然者下官卒爾之
事有之候兎角以面談
可申入候従明後随分
損損候間廿廿一両日之中
来給候様所希候久々
不能対談積鬱不少
損損也
卯月十七日　家損(慇)

（端裏）損(府カ)殿　家損(慇)

▼上部に損傷があり、また端裏書も判読困難だが、辛うじて「府」と思しき文字の一部を読み取ることができる。本紙には「恐惶謹言」などの改まった結尾用語が見られず、また「久々

不能対談、積鬱不少」といった親しい関係を思わせる文言が存在するため、自身の年齢に近く、かつ年少の「左府」・「右府」・「内府」に宛てた可能性が考えられる。ちなみに、家熙より二歳年少の九条輔実（一六六九―一七二九）とは、「凡両人入魂之有様」（『基熙公記』元禄十一年四月十四日条）と指摘されるほど、その関係は良好であった。直ちに断定することはできないが、仮に輔実に宛てたとすれば、輔実の内大臣任官から左大臣辞職の間（元禄六年十二月十八日～正徳五年三月十一日）となる。特にこの書風から、右の推定時期内であれば比較的早い段階で書写されたのではないかと思われる。

第十紙

【第十紙】　楮紙、一六・一×四七・〇

如来意甚暑
難堪候処愈
安康珎重存候
抑明日者光臨
あるましき由承候
残念存候近日
入来相待斗候下官
無異候可被易
賢慮候難去用事
故使久々またせ申候
心事期面(ママ)候也
　乃刻　　家凞

（端裏）（切封墨引）即答　　家凞

第十一紙

【第十一紙】楮紙、一五・〇×二四・三

昨日申入候讃大納言殿
被染華翰可給之由
悦入候急々之事候何共
明晩幸便候間今明
日中出来候者可為
本懐候何とそ御辺
頼入候間宜様伝達
可給候為其如斯候也
心事期面謁候不具
六廿四

▼前号で紹介した第二紙及び第四紙にも「大納言殿」が見える。しかし本書状の内容からも特定するには至らず、具体的に誰を指すのか不明。

第十二紙

【第十二紙】　奉書紙、一六・二×三七・九、冒頭部欠ヵ

暑気甚候弥
　無術耳候也
清静候哉抑
先頃所望候
仮名写一巻急
用之事出来候間
暫可返給候重而
如何様とも相談
可申候参　内之次
来臨相待計候
万縷期面謁
閣筆候也
　六月晦日　　家淵

第十三紙

【第十三紙】楮紙、一五・〇×四三・一

返々弥平安候哉下官
無難候以上

一昨返書病人
有之候由示給候
如何無心許
存候昨日も以書状
相尋可申候処終
日他行無其儀
非本意候然者
一種到来候間
入見参候先々
一昨日者残懐
不少候余事
期面謁候也

九日　家淵

第十四紙

【第十四紙】楮紙、一四・六×三〇・四

所労打続快
然候哉承度存候
無差事候へ共
幸便呈一翰候
近々光臨相
待計候下官
無難候余事期
面謁不能詳候也

十九日　家凞

第十五紙

【第十五紙】　奉書紙、一五・一×三五・五

返々希有之物候間
何とそ見せ申度候入来
所労如何候哉
相待計候也
承度候兼而申
入候一巻明日借申候
明後五日光臨
所希候所労
快然候者必々待
入候也
八月三日　家熙

（切封墨引）

第十六紙

【第十六紙】　奉書紙、一九・四×二八・四

返々下官無異儀候天気晴候ハヽ、
必近日可来給候也書中見事
詠入候
華翰令吟誦候
雨湿愈平安之由
珎々重々然者詞書
料帋為持給則
落掌候余端近日
入来相待計候也
晦日

第十七紙

【第十七紙】奉書紙、一五・一×三一・二

返々大納言殿へも宜
可有伝達候以上
示給候趣委曲
得其意明日可染
禿毫唯今参
院候故不能詳
事候期面謁候也
乃刻　家熙

（捻封墨引）即答　家損(熙)

▼本書状にも「大納言殿」が見えるが、第二紙・第四紙・第十一紙でも触れた通り、ここでも具体的に誰を指すのか不明。但し第二紙・第十一紙及び本書状の内容は、いずれも「大納言殿」と染筆とに関わることを述べており、「大納言殿」なる人物が能書であったことを匂わせている。第十一紙と特に具体的な日付を持たない第十七紙の二通は書風も通ずるところがあることから、前後して出されるなど、何らかの関連を持つ可能性が考えられる。

第十八紙

【第十八紙】　奉書紙、一四・九×二七・七

対客不能多毫候也
下官無難候以上
示給候趣承候
弥平安珎重存候
然者今日者光臨
あるましきよし委細
尤存候五日ニ必待
入候也
乃刻　家淵

第十九紙

【第十九紙】　奉書紙、一六・〇×三三・六

先刻令得賢慮
一件彼黄門不図
就被参貴第委曲
被示聞之処歓喜
之旨幸甚々々
偏御伝達故無
異珎重存候近日可
令沙汰候灯下令
略他事候也

乃時　　家熙